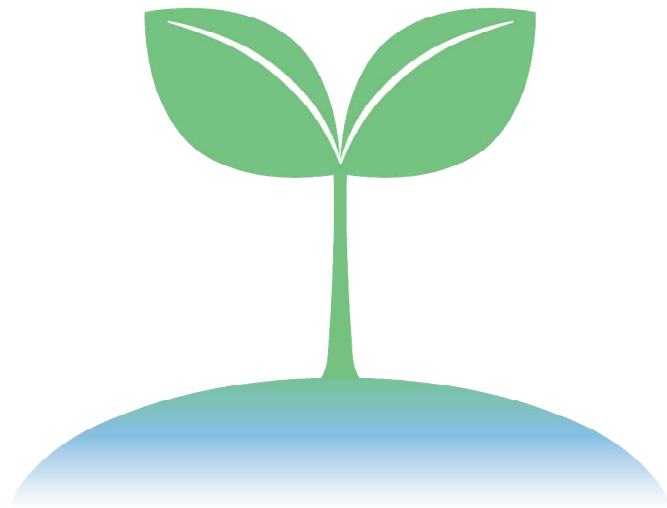


エコアクション21

環境活動レポート

対象期間:2016年(2016年5月～平成2017年4月)

発行日 平成 29年 5 月 15 日



新村建設ホールディングス株式会社

〒432-8007静岡県浜松市西区神原町1100

TEL:053-485-3999

FAX:053-485-3901

目 次

I.	組織の概要と認証・登録範囲	1
II.	実施体制図	2
III.	環境方針	3
IV.	環境目標	4
V.	環境活動計画	5
VI.	環境目標の実績	6
VII.	活動の評価と次年度への取組	7
VIII.	環境関連法規等の遵守状況並びに違反・訴訟の有無	8
IX.	代表者による評価と見直し	10

I 組織の概要と認証・登録範囲

1.事業者名及び代表者名

新村建設ホールディングス株式会社
代表取締役 新村 昭仁

2.所在地

本社 〒432-8007 静岡県浜松市西区神原町1100
資材置き場・駐車場 〒432-8007 静岡県浜松市西区神原町889-3

3.環境保全関係の責任者及び担当者連絡先(電話番号等)

環境管理責任者 新村 昭仁
連絡先: 053-485-3999
連絡担当者 新村 昭仁
連絡先: 053-485-3999

4.事業活動の内容

建設工事(主に土木工事業)の請負、業務委託(溝清掃、草刈、除草等)

建設業許可 平成26年6月2日
静岡県知事許可(般-26)第006028号

5.設立 平成18年8月4日

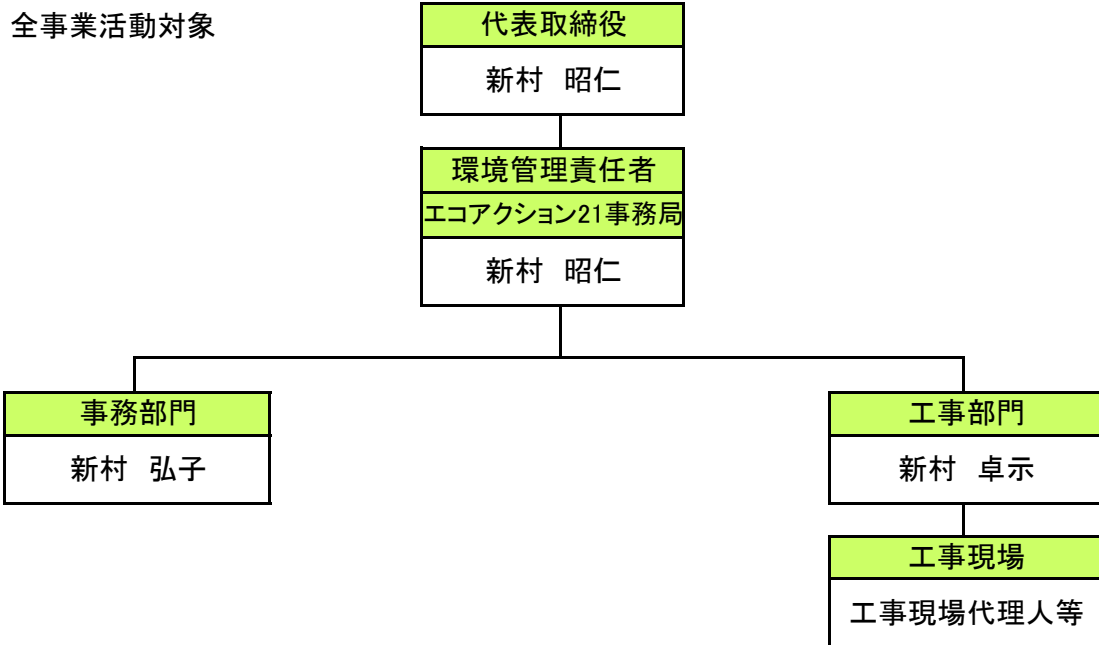
6.事業の規模 ※事業年度:5月1日～翌年4月30日

区分	単位	第26期	第27期	第28期	第29期
		H24年5月 ～ H25年4月	H25年5月 ～ H26年4月	H26年5月 ～ H27年4月	H27年5月 ～ H28年4月
工事件数	件	51	26	45	55
売上高	百万円	64	83	80	127
従業員	人	6	6	5	7
事務所床面積	m ²	50	50	50	50
資材置場面積	m ²	2,000	2,000	2,000	2,000

6.認証・登録の対象範囲

全事業活動
すべての組織(本社)

Ⅱ 実施体制図



担 当	役割 ・ 責任 ・ 権限
代表取締役	①環境経営システムに関する全ての責任と運用についての権限を持つ。 ②環境経営システムの実施体制を構築し、資源(人材・設備・費用)を用意する。 ③環境方針の策定・見直し及び従業員への周知を行なう。 ④代表者による全体の評価と見直しを実施する。
環境管理責任者	①環境経営システムを構築し、実施し、運用管理する。 ②法規制等の遵守状況をチェックする。 ④環境方針及び自己チェック等に基づき環境目標を設定し、作成された環境活動計画を確認し承認する。 ⑤環境活動の取組状況を確認し、環境目標の達成状況を評価する。 ⑥問題点の是正、予防処置に対する指示と改善や見直しに必要な処置を行なう。
各部門長及び 工事現場代理人	①責任範囲の環境目標及び環境活動計画の実施とEA21事務局への達成状況の報告。 ②責任範囲の問題点の発見、是正、予防処置。
EA21事務局	①エコアクション21における文書及び手順書を作成、管理保管する。 ②環境への負荷及び取組みの自己チェックを実施する。 ③環境目標及び環境活動計画案を作成する。 ④環境活動レポートを作成する。
全従業員	①環境方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚 ②決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加

Ⅲ 環境方針

「基本理念」

当社は、公共土木工事の施工を通じ、人と自然にやさしい環境を保つため、事業活動において継続的に環境負荷の低減に取り組み、持続可能な資源循環型社会づくりに貢献します。

「行動指針」

当社は、静岡県の西部地域を中心とした土木一式工事、舗装工事、とび・土工・コンクリート工事の事業を行っています。この事業活動における環境への影響を理解し、環境経営を優先課題と位置づけて、従業員と協力し、以下の事項について自主的、積極的に取り組みことによりEA21環境経営システムを構築運用し、継続的改善を行い、地域環境の保全等の努めます。

1. 事務所での電気使用量及び重機車両の燃料使用量を削減し、CO₂の排出量を削減します。
2. 建設現場の廃棄に関して、分別を積極的に実施することにより建設リサイクルを推進し、廃棄物を削減します。
3. 事務所等で使用する水の削減に努めます。
4. 建設現場から排水する水の汚染、汚濁を防止します。
5. 環境に配慮した施工を推進します。
6. 事務用品、ユニフォームなどのグリーン購入に努めます。
7. 環境関連法規等を遵守します。
8. 環境活動の社会貢献を推進します。
9. この環境方針は全従業員に周知、徹底します。

制定：平成27年 10月 1日

新村建設ホールディングス株式会社

代表取締役 新村 昭仁

IV 環境目標

短期・中期環境目標

取組項目		第28期	第30期		第31期		第31期		第32期	
		H26年5月 ～ H27年4月	H28年5月 ～ H29年4月		H29年5月 ～ H30年4月		H30年5月 ～ H31年4月		H31年5月 ～ H32年4月	
		基準値	削減率	目標値	削減率	目標値	削減率	目標値	削減率	目標値
環境に優しい施工の推進		未把握	騒音・粉塵対策に心掛けて現場の施工をする		騒音・粉塵対策に心掛けて現場の施工をする		騒音・粉塵対策に心掛けて現場の施工をする		騒音・粉塵対策に心掛けて現場の施工をする	
二酸化炭素排出量(合計)	kg-CO ₂	32,455	1%	32,130	2%	31,806	3%	31,481	3%	31,481
購入電力	kwh	5,223	1%	5,171	2%	5,119	3%	5,066	3%	5,066
灯油	ℓ	393	1%	389	2%	385	3%	381	3%	381
ガソリン	ℓ	5,592	1%	5,536	2%	5,480	3%	5,424	3%	5,424
軽油	ℓ	6,058	1%	5,997	2%	5,937	3%	5,876	3%	5,876
産業廃棄物	t	550	1%	544	2%	539	3%	533	3%	533
一般廃棄物	t	未把握	現状把握		1%	-	2%	-	2%	-
水使用量	m ³	未把握	水使用量の削減に努める		水使用量の削減に努める		水使用量の削減に努める		水使用量の削減に努める	
グリーン購入等環境ラベル表示製品の購入		未把握	購入努力をする		購入努力をする		購入努力をする		購入努力をする	

- <備考>
- ※印:水道メーターが事務所と住居が一緒になっているため、業務で使用する量を把握することは出来ない。そのようなことから、水使用量の削減については、数値的な目標値を設けず取組事項とする。
 - 二酸化炭素排出係数は、環境省が公表している電気事業者排出係数の2014年度の実績の中部電力(株)の値である0.497(kg-CO₂/kwh)を使用する。



V 環境活動計画

取組項目		期 間	対 象	責任者
活 動	手 段			
環境に優しい施工の推進				
騒音・粉塵対策に心掛けて現場の施工をする		通年	全社員	新村 昭仁
二酸化炭素排出量の削減				
購 入 電 力	不要な照明の消灯	通年	全社員	新村 昭仁
	使用時以外のOA機器の電源を切る	通年	全社員	新村 昭仁
	クールビズ、ウォームビズ	通年	全社員	新村 昭仁
	エアコンの設定温度の適正化	通年	全社員	新村 昭仁
	節電表示の設置	通年	全社員	新村 昭仁
燃 料 使 用 量	エコドライブの周知	通年	全社員	新村 昭仁
	アイドリングストップの励行	通年	全社員	新村 昭仁
	不要な積荷をおろし軽くする	通年	全社員	新村 昭仁
	タイヤの空気圧チェック・車両整備の実施	通年	全社員	新村 昭仁
	排ガス対策型建設機械の使用	通年	現場部門	新村 昭仁
	建設機械の自主点検整備の実施	通年	現場部門	新村 昭仁
	環境対策型建設機械、車両の導入	通年	現場部門	新村 昭仁
廃棄物排出量の削減				
産 業 廃 棄 物	無駄を無くし廃棄物の排出を抑制	通年	現場部門	新村 昭仁
	再生材使用の推奨	通年	現場部門	新村 昭仁
一 般 廃 棄 物	コピー用紙の裏紙利用	通年	全社員	新村 昭仁
	電子媒体によるペーパーレス	通年	全社員	新村 昭仁
	事前確認による印刷ミスの防止	通年	全社員	新村 昭仁
	ゴミの分別徹底によりリサイクル資源の活用	通年	全社員	新村 昭仁
	段ボール・雑誌等のリサイクル	通年	全社員	新村 昭仁
水使用量の削減				
手洗い時、洗い物における日常的節水励行		通年	全社員	新村 昭仁
漏水の定期的点検の実施		通年	全社員	新村 昭仁
その他				
グリーン購入等環境製品購入の推進		通年	事務部門	新村 昭仁

VI 環境目標の実績

運用期間：30期（H28年5月～H29年4月）実績

取組項目	単位	第28期	第30期			評価	
		H26年5月 ～ H27年4月	H28年5月 ～ H29年4月				
		基準値	削減率	目標値	実績		
環境に優しい施工の推進		未把握	騒音・粉塵対策に心掛けて現場の施工をする		実施	○	
二酸化炭素排出量(合計)	kg-CO ₂	32,455	1%	32,130	38,050	×	
	購入電力	kwh	5,223	1%	5,171	4,671	○
	灯油	ℓ	393	1%	389	306	○
	ガソリン	ℓ	5,592	1%	5,536	5,014	○
	軽油	ℓ	6,058	1%	5,997	8,888	×
産業廃棄物	排出量	t	550	1%	544	840	×
	再生率	%				99.5	
一般廃棄物	t	未把握	現状把握		4.0	○	
水使用量	m ³	未把握	水使用量の削減に努める		努めた	○	
グリーン購入等環境ラベル表示製品の購入		未把握	購入努力をする		実施	○	

<備考> 評価→○印：達成、△印：ほぼ達成、×印：未達成



Ⅶ 環境活動の評価と次年度への取組

取組項目		内 容	評 価 (○△×)	次年度への取組
活 動	手 段			
環境に優しい施工の推進				
	騒音・粉塵対策に心掛けて現場の施工をする	心掛けて実行した		継続実施
二酸化炭素排出量の削減				
購 入 電 力	不要な照明の消灯	徹底されている	○	継続実施
	使用時以外のOA機器の電源を切る	徹底されている	○	継続実施
	クールビズ、ウォームビズ	徹底されている	○	継続実施
	エアコンの設定温度の適正化	徹底されている	○	継続実施
	節電表示の設置	徹底されている	○	継続実施
燃 料 使 用 量	エコドライブの周知	徹底されている	○	継続実施
	アイドリングストップの励行	徹底されている	○	継続実施
	不要な積荷をおろし軽くする	努力している	△	継続実施
	タイヤの空気圧チェック・車両整備の実施	徹底されている	○	継続実施
	排ガス対策型建設機械の使用	徹底されている	○	継続実施
	建設機械の自主点検整備の実施	徹底されている	○	継続実施
	環境対策型建設機械、車両の導入	徹底されている	○	継続実施
廃棄物排出量の削減				
産 業 廃 棄 物	無駄を無くし廃棄物の排出を抑制	徹底されている	○	継続実施
	再生材使用の推奨	徹底されている	○	継続実施
一 般 廃 棄 物	コピー用紙の裏紙利用	徹底されている	○	継続実施
	電子媒体によるペーパーレス	徹底されている	○	継続実施
	事前確認による印刷ミスの防止	徹底されている	○	継続実施
	ゴミの分別徹底によりリサイクル資源の活用	徹底されている	○	継続実施
	段ボール・雑誌等のリサイクル	徹底されている	○	継続実施
水使用量の削減				
	手洗い時、洗い物における日常的節水励行	徹底されている	○	継続実施
	漏水の定期的点検の実施	徹底されている	○	継続実施
その他				
	グリーン購入等環境製品購入の推進	努力している	△	継続実施

<備考> 評価→○印:実施、△印:推進中、×印:未実施

Ⅷ 環境関連法規等の遵守状況並びに違反・訴訟の有無

1.環境関連法規等の遵守状況

当事業所に適用される環境関連法規の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

確認日:平成29年5月8日

確認者:新村 昭仁

区分	名称	条文	該当する要求事項	遵守状況	
義務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)	第3条	事業者の責務	遵守	
		第5条	所有・占有・管理土地の清潔の保持(不適切処理廃棄物発見の速やかな通報等)	遵守	
		第6条の2第6項	一般廃棄物収集運搬業者への委託処理(契約の締結)	遵守	
		第11条	事業者及び地方公共団体の処理(事業者の産業廃棄物の自らの処理)	遵守	
		第12条第1項	自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合の産業廃棄物の収集、運搬基準の遵守	遵守	
		第12条第2項	産業廃棄物の保管・積替えの場所に、掲示板(60cm×60cm以上)を設ける等、生活環境の保全上支障のないように産業廃棄物の保管	遵守	
		第12条第3、4項	事業場外において自ら当該産業廃棄物の保管する場合の事前届け出(保管した日から起算して14日以内)	遵守	
		第12条第5項	産業廃棄物収集運搬及び処分許可業者への委託	遵守	
		第12条第6項	産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合の処理基準の遵守 ・契約締結 ・許認可証写し入手	遵守	
		第12条第7項	産業廃棄物の処理の状況に関する現地確認 ・産業廃棄物の処理を委託する場合	遵守	
		第12条の3第1項	産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合のマニフェストの交付	遵守	
		第12条の3第2項	管理票交付者のマニフェストの保管 (A票、5年間)	遵守	
		第12条の3第3項	収集・運搬業者の管理票交付者へのマニフェストの写し(B1票)の90日以内の送付等	遵守	
		第12条の3第6項	管理票交付者のマニフェストの写し(B1票)等の保管	遵守	
		第12条の3第7項	管理票交付者の産業廃棄物管理票交付状況報告書の提出	遵守	
		第12条の3第8項	B2・D票90日、E票180日以内に送付されない場合は30日以内の知事へ報告	遵守	
		第12条の4	虚偽の管理票の交付等の禁止	遵守	
		第16条	不法投棄の禁止	遵守	
		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	第5条	建設業者の責務(建設資材廃棄物の発生抑制、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の低減、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の使用)	遵守
			第9条	対象建設工事受注者又は自主施工者の分別解体等の実施	遵守
	第10条		対象建設工事発注者又は自主施工者の対象工事の届出	遵守	
	第12条		対象建設工事受注者の発注者への届出事項の説明	遵守	
	第16条		対象建設工事受注者の再資源化等の実施	遵守	
	第18条		対象建設工事の元請事業者による発注者への特定建設資材廃棄物の再資源化工事等の完了報告	遵守	
	建設業法	第3条の1	静岡県知事に対する一般建設業許可の申請	遵守	
	自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)	第5条	自動車所有者の責務	遵守	
		第8条	使用済自動車の引渡義務	遵守	
		第73条	再資源化預託金等の預託義務	遵守	
	家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)	第6条	事業者及び消費者の責務	遵守	
	フロン排出抑制法(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)	第37条	第1種特定製品整備者の充てんの委託義務等	遵守	
		第39条	第1種特定製品整備者によるフロン類回収の第1種フロン類充てん回収業者への委託	遵守	
		第41条	第1種特定製品廃棄等実施者の引渡義務	遵守	
	浄化槽法	第10条	浄化槽管理者の浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃	遵守	
		第11条	定期検査(指定検査機関の行う水質に関する検査)	遵守	
	静岡県条例	静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	第4条	事業者の責務	遵守
			第6条	土地所有者の所有地等の適正管理	遵守
			第8条	事業者の産業廃棄物管理責任者の設置	遵守
			第10条	事業者の産業廃棄物の実地の確認等	遵守
			第11条	事業者の産業廃棄物の不適切な処理に係る設置等	遵守

区分	名称	条文	該当する要求事項	遵守状況	
義務	浜松市条例	浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例	第4条	事業者の責務	遵守
			第6条	土地所有者の所有地等の適正管理	遵守
			第8条	事業者の産業廃棄物管理責任者の設置	遵守
			第10条	事業者の産業廃棄物の実地の確認等	遵守
			第11条	事業者の産業廃棄物の不適切な処理に係る設置等	遵守
責務	法令	環境基本法	第8条	事業者の責務(公害防止、自然環境適正保全のための措置の実施等)	遵守
		地球温暖化対策の推進に関する法律	第5条	事業者の責務(温室効果ガス排出抑制の措置を講ずる努力、国、地方公共団体が実施する温室効果ガス排出抑制等のための施策への協力)	遵守
		国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)	第5条	事業者及び国民の責務	遵守
	静岡県条例	静岡県環境基本条例	第6条	事業者の責務	遵守
	浜松市条例	浜松市環境基本条例	第6条	事業者の責務	遵守
		浜松市音・かおり・光環境創造条例	第8条第2項	騒音の防止(事業者は、自らの事業活動に伴って発生する騒音により、近隣の静穏な生活環境を損なってはならない。)	遵守
			第9条	悪臭の防止	遵守

2. 違反、訴訟等の有無

関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟も過去3年間ありませんでした。



Ⅸ 代表者による評価と見直し

作成 平成29年 5月 8日

1 見直し 関連情報	項目		確認:(必要に応じて評価・コメント記載)
	1	エコアクション21文書	<input checked="" type="checkbox"/> 記録・文書として作成しました。
	2	環境目標及び目標達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 引き続き達成に努めます。
	3	環境活動計画及び取組み実施状況	<input checked="" type="checkbox"/> 継続して取り組みます。
	4	環境関連法規要求一覧及び遵守状況	<input checked="" type="checkbox"/> 記録に記載しました。
	5	外部コミュニケーション・対応記録	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙参照
	6	問題点の是正・予防措置の実施状況	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙参照
	7	取引先、業界、関係行政機関、その他の外部動向	<input checked="" type="checkbox"/> 下記の通り
	8	その他()	<input type="checkbox"/>

2 代表者による 全体評価・ 見直し指示	<p>基準年(第28期:H26年5月～H27年4月)に比べ、取組期間(30期:H28年5月～H29年4月)は、仕事量が増加したため、工事の施工期間(時間)が長く、建設機械等も使用する時間が増えたため軽油の使用量が増してしまいました。また、産業廃棄物の排出量が増えた原因も同様だと考えます。</p> <p>しかしながら、電気使用量やガソリン使用量及び灯油使用等については、削減されていることから、エコアクション21活動を始めたことによって従業員の意識も少しずつ高まってきている成果だと捉えています。</p> <p>今後、総量による指標に追加して、環境効率指標(売上高当たりの排出量や使用量による指標)の併用を考えて行きたいと思えます。</p> <p>いずれに致しましても、今後も継続的に活動を実施し、環境負荷の低減に取り組んでいきたいと思っています。</p> <p style="text-align: right;">平成29年 5月 8日 新村建設ホールディングス株式会社 代表取締役 新村 昭仁</p>			
	見直し項目	変更の 必要性	「有」の場合の指示事項等	
	1	環境方針	有(無)	
	2	環境目標	有(無)	
	3	環境活動計画	有(無)	
	4	環境に関する組織	有(無)	
	5	その他システム要素	有(無)	
	6	その他(外部への対応)	有(無)	